

子ども・子育て新システムに関する会長声明

1 2010年6月29日「子ども・子育て新システム（以下「新システム」）の基本制度案要綱」が少子化社会対策会議で決定され、「すべての子どもへの良質な生育環境を保障」することを目的とし、2011年3月通常国会への関連法案提出を目指して各作業部会における作業が性急に進められている。

しかし、新システムの制度設計には、（1）児童福祉制度として機能してきた現行保育制度の解体、（2）十分な検討期間をおかない拙速な手続という2つの重大な問題があり、当会は新システム導入に反対する。

2 現行保育制度では、憲法25条に基礎をおく児童福祉法24条により「保育に欠ける児童」につき、市町村の保育実施義務が明確に位置づけられている。また、国が定めた最低基準により、全国どの地域においても等しく最低限の保育の質が確保されている。さらに、保育料は家計に応じた応能負担になっており、保護者の所得の格差が子どもたちの受ける保育の格差につながることはない仕組みである。

これが、新システムにより大きく変わり、下記の問題が指摘される。

第1に、児童福祉法24条に基づく市町村の保育の実施義務がなくなり、現行は保護者が市町村と保育契約を締結しているところ、各事業者との直接契約になる。各市町村は各保護者につき保育が必要であるかどうかを認定するだけになり、具体的な入所には責任をもたず、保護者は入園先を自力で探さなければならないのである。政府は、各園に入園希望の応諾義務を課すとしているが、結果的には園による子どもないし家庭の逆選別になるおそれは強い。現行制度で支援を受けてきた貧困家庭・ひとり親世帯・虐待のある世帯に育つ子どもたちや障害児が排除される可能性がある。

第2に、省令による最低基準（園児に対する保育士配置、保育面積等）を標準とし、設置基準は各市町村裁量とすることが検討されている。現行の最低基準自体が国際的にも低い水準であるにもかかわらず、更にその基準を自治体裁量とするのであれば、待機児童対策を優先するあまりに子どもの成育環境が悪化していく状況が生じ、また既にある保育の地域格差がいつそう広がるおそれが強い。

第3に、保育料は、現在の収入に応じた応能負担から、利用に応じて負担が増える仕組み（応益負担）になり、保護者負担増加の懸念が強い。新システムでは、国の定める「公定価格」を原則とするとしつつ、「公定価格」部分以外の付加的な幼児教育・保育を自由価格とし、入学金や特別活動費の徴収を認めている。そうすると、家庭の負担能力により子どもの受ける教育・保育内容が異なり、子ども達の生活が分断されることになる。

第4に、株式会社等の「多様な主体の参入促進のため」として、運営費の使途を「一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業等への活用を可能とする」としていることから、こども園の経営が不安定になることも予想される。そもそも保育所運営費の大半は人件費であり、そこから利益を生み出すためには人件費の縮小が伴うのは必至である。そうなれば、保育士を含む保育者のパート・非正規化など不安定雇用や労働条件の悪化に繋がり、結果として保育の質が低下することになる。

確かに待機児童対策は喫緊の問題であるが、新システムによる保育制度解体ではなく、現行制度下において保育所増設を国の財政措置を講じて速やかに行うことにより対処しなければならない。子ども達の生育環境を犠牲にして、量だけの拡大を図るのでは本末転倒である。

子どもの貧困や子育て困難が広がっている状況をふまえば、国と自治体の責任を確保しながら、関連予算の抜本的な増額により保育の量と質を拡大し、並行して幅広い子育て支援の制度を拡充すべきである。

- 3 更に新システム遂行の手續自体にも重大な問題がある。保育制度解体のみならず、目的・機能の違いから全く異なる歴史をもつ幼稚園と保育所とを「こども園」に統合するという「幼保一体化」を含む重大な制度改革であるにもかかわらず、その内容は未だ国民や保育関係者に十分知らされず、十分な検討期間も設けないままに、各作業部会での作業が急速に進められているのである。

未来を担う子ども達の生育環境を大きく変えようというのであれば国民や各関係者による十分な議論が必須であるところ、わずか半年という短期間での法案提出は拙速と言わざるを得ない。かかる拙速は、やり直しのきかない乳幼児期の育ちに禍根を残すことになり、認めがたい。

- 4 以上から、当会は、新システムの導入に反対し、現行制度を解体するのではなく、財政確保の上での幅広い育児支援の量と質の拡大を求めるものである。

以上

平成22年12月15日

千葉県弁護士会 会長 市川清文

